

御嵩町新庁舎等整備事業 質問に対する回答【募集要領】

No.	ページ	項目	箇所	質問内容	回答
1	4	2	(8)	契約約款とありますが、契約約款をご提示ください。	本町の標準的な契約約款（設計業務・工事請負、業務委託）を提示します。なお、実際の契約時において協議の上、一部内容を変更する場合があります。
2	5	3	(1)	「応募者は～複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、応募に当たっては、代表企業を定め、代表企業が手続きを行うこととする。」とありますがこの「参加グループ」とは募集要領様式集に示される「応募グループ」と同意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	3	(1)	「②各業務の実施にあたっては、～構成企業の出資比率は2者の場合～」とありますが、この「構成企業」とは同頁3 参加資格 (1)応募者の構成 ① に定義されている「複数の企業（以下「構成員」という。）」の「構成員」と同意と理解してよろしいでしょうか。 また、その場合、他頁にも記載されている「構成企業」についても「構成員」と読み替えてよろしいでしょうか。	5ページ3(1)②で定義する「構成員」は、5ページ3(1)①で定義する「構成員」とは同意ではありません。5ページ3(1)②で定義する「構成員」は、各業務（2～3ページ2(4)①～⑤の業務範囲）を行うにあたり組成した共同企業体（JV）の構成企業の意味を指します。また、7ページ3(2)③で定義する「構成企業」についても同様に、5ページ3(1)①で定義する「構成員」とは同意ではありません。
4	5	3	(1)	「②各業務の実施にあたっては、単体もしくは共同企業体（JV）で行うことができる。ただし、共同企業体（JV）の場合、構成員は2者又は3者とし、構成企業の出資比率は2者の場合30%、3者の場合20%を下回ってはならない。」とありますが、6頁（2）応募者の参加資格要件 ③建設企業の参加資格要件 にある通り本事業において共同企業体（JV）での参加にあたり構成企業の出資者数および出資比率が規定されているのは建設企業のみであり、その他の業務を実施する企業にはこの定めは適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	本事業の各業務において、共同企業体（JV）で参加を予定する場合は、5ページ3(1)②の要件を満たす必要があります。その上で、建設業務に関しては、7ページ「B. 建設JV」の要件をさらに満たす必要があります。
5	10	6		「募集要領、募集要領様式集、選定基準の公表」および「要求水準書の公表」については記載がありますが、契約書(案)の公表については記載がありません。 契約書(案)が公表されていない場合、事業者は当該事業に起こりうるリスクを想定することができず、長期間(15年間)の施設運営を含む本事業でのリスク負担が不明確であるため事業への参加を見合わせざるをえなくなります。 また、事業者が入札に当たり適切な費用を計上するためにも、契約書(案)（基本契約書（協定書）、設計建設工事請負契約書、維持管理業務委託契約書等）を早急に公表いただきますようお願いいたします。	16ページ17(1)に記述のある「基本協定」及び「事業契約」の案を提示しますが、実際の締結時において協議の上、一部内容を変更する場合があります。 なお、事業を実施する上で起こり得るリスクについては、一般的な契約約款に基づき適切に処置するものと考えますが、各業務履行における業者間の免責やトラブル等については、各業務を実施する構成員とともに連名する代表企業が最終的な責任を負うものと考えます。
6	14	10	(3)	「正本については応募者名（構成員名等を含む。）が分かる記述を行うものとするが、副本には口ゴマの使用も含めて、応募者名（構成員名等を含む。）が分かる記述を避けること。」とありますが、正本、副本ともに、「設計企業A」のように記述し、正本には企業対応表を添付する方式でよろしいでしょうか。	問題ありません。